

## Q 被災し住宅ローン返済困難に

昨年の台風で自宅の屋根が損傷し、修理業者に見積もりを依頼したところ、数百万円かかると言われました。職場も被災し、収入が大きく減少しました。このままでは住宅ローンの支払いが難しくなりそうです。何か良い方法はないでしょうか。

### 法律 相談室

住宅ローンなどの借金の返済が難しくなった場合、弁護士に債務整理を依頼することや、裁判所に破産の申し立てを行うといった方法で立て直すことが一般的です。

しかし、相談者の場合、返済が難くなつた理由は自然災害によって自宅が損

通常の破産手続きなどではなく、被災者向けの特別なルールに基づいて減額したり、免除したりする制度です。

この制度の特徴は、①多くの財産を手元に残すことができる②個人信用情報（ブラックリスト）に登録されないため、新たな借

貸があります。

ただし、災害後に新たな

ローンを組んだ場合は原則として、この制度は使えま

せん。また、実際に制度を

ス

## 免除・減額制度利用を

傷し、職場も被災して収入が減少したため、浪費や無計画な借り入れなどが原因ではありません。このようないふたつの被災者の経済的な再建を支援するため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」という制度があります。災害の前から負っていた債務を

り入れができる③弁護士などの登録支援専門家の支援が無料で受けられる④原則として保証人に請求されないため、保証人に迷惑をかけることがない――といった点にあります。破産手続きなどよりも良い条件で負債の免除や減額

ができる可能性があります。

(回答) 永田豊弁護士



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。